

記者発表資料 1枚

令和6年3月19日
福島県土木部道路計画課
福島県道路公社

原発事故による母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置の期間延長について

原発事故による母子避難者等に対し、二重生活を強いられている家族の再会を支援するため実施しているあぶくま高原道路の無料措置について、高速道路の措置と同様に令和6年3月31日までの無料措置を下記のとおり期間延長しますのでお知らせします。

記

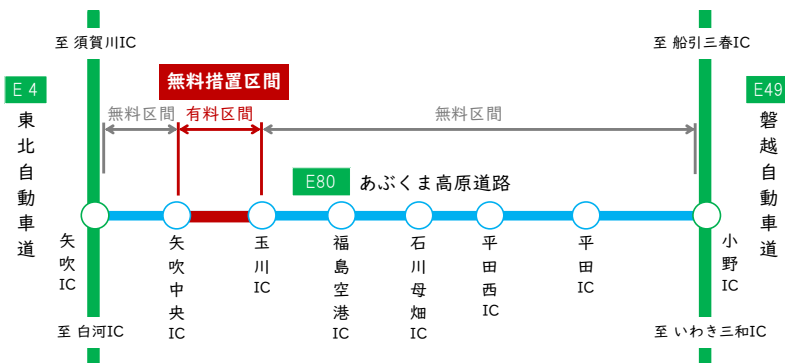
1 無料措置の内容

- (1) 対象者：原発事故発生時に福島県中通り・浜通り（原発事故による警戒区域を除く）に居住しており、令和3年3月31日までに原発事故により避難して二重生活を強いられている母子非難者等及び対象地区内に残る父親等
- (2) 期間延長：令和7年3月31日まで（1年間延長）

2 その他

あぶくま高原道路有料区間で無料措置をうける場合は、料金所にて避難元市町村が発行する令和6年度用の「高速道路無料措置証明書」の提示が必要となります。

<位置図>



【問い合わせ先】 土木部道路計画課 （担当者） 総括主幹兼副課長 大内 文昭
 TEL 024-521-7467（内線 3555） FAX 024-521-7951
 福島県道路公社 （担当者） 事務局長 小椋 洋一
 TEL 0248-41-2171 FAX 0248-41-2174